

〈原著論文〉

精神保健福祉士国家試験における 職業倫理関連問題

溝 口 元*

Professional Ethical Problems in the Psychiatric Social Worker in the National Certificated Examination in Japan

Hazime MIZOGUCHI

In the present report, I surveyed the professional ethical problems in the psychiatric social worker national certificated examination in Japan starting in 1998. Since then, the examination has been conducted once a year. Since 2002, the examination center opened the scope of the examination to the public. The scope covers professional ethics of psychiatric social workers. The examination also covers the outline of professional association of psychiatric social workers. The author insists on an importance of learning professional ethical problems through national examination for the students studying social welfare.

Key Words: Psychiatric Social Worker, National Licence, Professional Ethics

Human Well-Being No.26 (2012)

はじめに

精神保健福祉士は、1997年12月19日「精神保健福祉士法」(法律第131号)の制定および翌年4月1日から施行された「精神保健福祉士法施行規則」により法的に整備された。そして、第1回精神保健福祉士国家試験は、1999年に第11回社会福祉士国家試験と同時期に行われた。しかし、この時は明確な「出題基準」がなく当時の厚生省社会局長通知を踏まえた養成校等のカ

※立正大学社会福祉学部社会福祉学科

キーワード：精神保健福祉士，国家試験，倫理綱領，職業倫理

リキュラムが試験範囲をカバーしていた。

2002年7月には、「社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士国家試験出題基準・合格基準」が策定されたのだが、それをみると精神保健福祉士の職業倫理に関する出題が明記されている。それらを抜粋すると以下のようである。

「精神保健福祉論」

大項目	中項目	小項目
3. 精神保健福祉士の理念と意義	4) 精神保健福祉士の専門性と倫理	

「精神保健福祉援助技術論」

大項目	中項目	小項目
1. 精神障害者を中心とした社会福祉援助活動の目的・価値・原則及び方法等に関する共通課題	1) 社会福祉援助活動の目的と価値及び倫理	①権利擁護 ②職業倫理

「精神科リハビリテーション学」

大項目	中項目	小項目
2. 精神科リハビリテーションの構成	2) 精神科リハビリテーションにおける精神保健福祉士の役割	①精神保健福祉士の業務内容 ②精神保健福祉士の専門性と役割

一般に、職業として専門性が高度になればなるほど倫理性も求められるようになり、業界団体では倫理綱領が設けられることがしばしばである。精神保健福祉士に関する専門職においても、1988（昭和63）年6月に、日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会が倫理原則、倫理基準を設け、それを基に倫理綱領を定めた。これを後継の社団法人日本精神保健福祉士協会が受け継ぎ、改正しながら今日に至っている。

それに呼応するように福祉系専門雑誌でもしばしば特集が組まれるようになった^{(1)~(4)}。こうした動向を念頭に本稿は、精神保健福祉士の職業倫理が国家試験においてはどのような形で求められているかを明らかにするものである。職業倫理という言葉は、受け手によりイメージする内容に相違がみられることがしばしばであり、さしあたり共通知識・理解を求めるとすれば専門職の質を保証することにつながる国家試験の内容が考えられるからである。こうした試みは精神保健福祉、精神科医療における精神保健福祉士、精神科医、精神科看護師、作業療法士らの専門職がチームケアを行う際にも参考になりうると思っている。

なお、本論で用いた国家試験出題基準及び問題は、財団法人社会福祉振興試験センター刊『社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士出題基準・合格基準』⁽⁵⁾によった。

1. 精神保健福祉士国家試験専門科目問題

日本精神保健福祉士協会の倫理綱領の前文の空欄にA, B, Cに該当する語句の組み合わせとして、正しいものを一つ選びなさい。

「われわれ精神医学ソーシャル・ワーカーは、個人の尊厳を尊び、を擁護し、を基盤とする専門職としての知識・技術およびにより、社会福祉ならびに精神保健・医療の向上に努め、クライアントの社会的復権と福祉の為の専門的・社会的活動を行うものとして、次のような倫理綱領を定める」(日本精神保健福祉士協会倫理綱領)

- | A | B | C |
|----------|---------|-------|
| 1 自己決定 | - 社会福祉学 | - 行動 |
| 2 基本的人権 | - 保健福祉学 | - 行動 |
| 3 自己決定 | - 精神保健学 | - 価値観 |
| 4 基本的人権 | - 社会福祉学 | - 価値観 |
| 5 プライバシー | - 精神保健学 | - 行動 |

「精神保健福祉論」問題44 (2000年 第2回精神保健福祉士国家試験) 4を選ぶ

第2回精神保健福祉士国家試験の「精神保健福祉論」には、この国家試験で初めて精神保健福祉領域の科目に1995年に改訂された「日本精神保健福祉士協会」の「倫理綱領」を素材に使った出題がなされた。前文からの出題であり、職業倫理で当然、念頭に置かれるべき、基本的人権の擁護や社会福祉学を基盤とすること、知識・技術・価値観によることを問うている。比較的容易な問題である。

次の記述のうち、適切なものに○、適切でないものに×をつけた場合、その組み合わせとして正しいものを一つ選びなさい。

- A 精神保健福祉士法では、精神保健福祉士が業務に直接関連して刑法上の罪に処せられたり、社会的信用を著しく損なった場合は、登録の取消し又は名称の使用の停止という罰則規定がある。
- B 日本精神保健福祉士協会の倫理綱領には、クライアントの利益を最優先し、自己の利益のためにその「地位の利用の禁止」及び機関に対して義務の改善などを提言する「機関に対する責務」の規定がある。
- C 精神保健福祉士法では、精神保健福祉士の秘密保持の義務は、その業務を行っている間に限られる。
- D 精神保健福祉士法では、精神保健福祉士が秘密保持義務に違反したときは、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられることになっている。

「精神保健福祉論」問題38 (2002年 第4回精神保健福祉士国家試験) A, B, Dが適切

2002年の第4回国家試験では、精神保健福祉士法と日本精神保健福祉士協会の「倫理綱領」

との双方から出題された。精神保健福祉法からは信用失墜と秘密の保持、倫理綱領からは11ある中の6番に掲げられている地位利用の禁止が題材にされている。

この年はさらに、「精神保健福祉援助技術」でも精神保健福祉士法と日本精神保健福祉士協会の倫理綱領から出題された。

精神保健福祉士の職業倫理に関する次の記述のうち、適切なものに○、適切でないものに×をつけた場合、その組み合わせとして正しいものを一つ選びなさい。

- A プライバシー保護の観点から、精神障害者に単独でかかわり、他の誰かにもケース内容を口外してはならない。
- B 精神障害者を取り巻く種々の偏見の除去に対して取り組まなければならない。
- C 同僚が精神障害者の権利を侵害した場合、直ちに人権擁護委員会に通報しなければならない。
- D 職務の遂行に当たっては、精神障害者の利益を最優先し、自らの利益のために地位を利用してはならない。

「精神保健福祉援助技術」問題59（2002年 第4回精神保健福祉士国家試験）B、Dが適切

精神保健福祉士の職業倫理の典型問題で、精神保健福祉士法の第39条、第40条と日本精神保健福祉士協会の倫理綱領の6に目を通しておけば解答できる問題である。むろん、これらが最低限度のことであるという認識が必要であるが。

日本精神保健福祉士協会の倫理綱領（2004年11月）に関する次の記述のうち、適切なものに○、適切でないものに×をつけた場合、その組み合わせとして正しいものを一つ選びなさい。

- A クライアントと信頼関係ができていれば、他機関に紹介する時にクライアントの同意を改めて得なくても、個人情報や記録の提供を行うことができる。
- B 精神保健福祉士は、業務に関してクライアントからの批判・評価を受け止め、改善に努める。
- C 複数の機関による支援やケースカンファレンス等を行う場合には、本人の了解を得て行い、個人情報は最大限に提供する。
- D 研究等の目的で事例検討を行うときには、本人の了承を得るとともに、個人を特定できないように留意する。

「精神保健福祉論」問題36（2006年 第8回精神保健福祉士国家試験）B、Dが適切

第8回でも、日本精神保健福祉士協会の2004年11月に改訂された「倫理綱領」が出題の素材に使われた。Aは秘密保持、Bは改善への努力、Cは個人情報の理解、Dは本人了解が問われている。いずれも平易な出題である。

日本精神保健福祉士協会の倫理綱領の前文の空欄にA, B, Cに該当する語句の組み合わせとして、正しいものを一つ選びなさい。

「われわれ精神保健福祉士は、個人としての尊厳を尊び、の関係性を捉える視点を持ち、の実現をめざし、社会福祉学を基盤とする精神保健福祉士の価値・理論、実践をもって精神保健福祉の向上に努めるとともに、クライアントのと福祉のための専門的・社会的活動を行う専門職としての資質の向上に努め、誠実に倫理綱領に基づく責務を担う。」

A B C

- 1 障害と環境－共生社会－社会的復権・地位向上
- 2 人と環境－共生社会－社会的復権・権利擁護
- 3 人と環境－共生社会－地位向上・権利擁護
- 4 人と環境－福祉社会－地位向上・社会的復権
- 5 障害と環境－福祉社会－権利擁護・社会的復権

「精神保健福祉論」問題37 (2007年 第9回精神保健福祉士国家試験) 2を選ぶ

前年に続いて、日本精神保健福祉士協会の「倫理綱領」の前文の穴埋め問題である。素直に文章を読んでいけば解答自体は困難ではないと思われる。

精神保健福祉士の職業倫理に関する次の記述のうち、適切なものに○、適切でないものに×をつけた場合、その組み合わせとして正しいものを一つ選びなさい。

- A 1982年の日本精神医学ソーシャルワーカー協会札幌宣言で確認された内容は、「本人及び家庭の立場に立つ」ことを基本方針としている。
- B 自殺を決意しているとの相談を受けたので、上司と相談の上、守秘義務は重要であるが、主治医と家族に連絡した。
- C ホームヘルパーが利用者の生活歴を教えて欲しいと希望したので、家族の了解を得て、教えた。
- D グループホームの建設に反対する地域から選出された市議員に、精神障害者の長期入院の実態の説明するロビー活動を行った。

「精神保健援助技術」問題54 (2008年 第10回精神保健福祉士国家試験) B, Dが適切

精神保健福祉士の職業倫理に関する設問が3問出題されている。Aの文は精神保健福祉でしばしば話題になるいわゆる「Y問題」(当事者の同意を得ずにサービス提供者の判断で支援を行ってしまった事例)への対応であり、それをいわば教訓化した協会の「札幌宣言」である。「本人および家族の立場に立つ」のではなく、「精神障害者の社会的復権と福祉のための専門的・社会的活動」であった。

精神保健福祉士の職業倫理に関する次の記述のうち、適切なものを一つ選びなさい。

- 1 同僚がクライアントに不適切な対応をしていたので、クライアントに謝り、同僚の自覚を持つ。
- 2 クライアントから商品券を渡されたので、クライアントの気持ちに感謝し、受け取る。
- 3 クライアントから要求があったので、両親との面接記録を開示する。
- 4 クライアントから、精神保健福祉士の業務について批判されたので、それに耳を傾け、改善に努める。
- 5 中学生のクライアントが妊娠したので、出産するかどうか判断する。

「精神保健福祉援助技術」問題58（2009年 第11回社会福祉士精神保健福祉士国家試験）4を選ぶ

精神保健福祉士の倫理綱領を基にしている。5の中学生の妊娠は、未成年の中学生だからといって専門職が独自の判断を下してよいことはなく、当事者や家族の意向を尊重することこそ職業倫理に適うものであろう。

日本精神保健福祉士協会の倫理綱領に関する次の記述のうち、適切なものを一つ選びなさい。

- 1 他職種に対して精神保健福祉士の独自性と先見性を明示する。
- 2 福祉と平和のために、社会的・政治的・文化的活動を通し社会に貢献する。
- 3 専門的援助関係に基づき、主体的にクライアントの問題を解決する。
- 4 複数の機関で支援する際には、幅広い個人情報共有する。
- 5 所属機関の業務改善を必要とする場合には、速やかに第三者に問題を申告する。

「精神保健福祉援助技術」問題51（2011年 第13回社会福祉士精神保健福祉士国家試験）2を選ぶ

精神保健福祉士の職業倫理に関する問題として、精神保健福祉士自体の性格についてのもの
で時折出題されている。

日本精神保健福祉士に関する次の記述のうち、正しいものに○、誤っているものに×をつけた場合、その組み合わせとして正しいものを一つ選びなさい。

- A 精神保健福祉士法は、精神保健福祉士の資格を定めてその業務の適正を図り、もって精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進に寄与するとともに、精神障害の発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進を図ることを目的として制定されたものである。
- B 精神保健福祉士は、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者である。
- C 精神保健福祉士は、精神障害の医療を受け又は社会復帰施設等を利用している精神障害者を対象とするのに対し、社会福祉士の対象者は、身体上若しくは精神上障害がある者又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者である。
- D 精神保健福祉士は、医師やその他医療関係者と連携して業務を行わなければならないが、社会復帰援助業務を行ったり援助方針を決定する際、主治医から受けた指導を遵守しなければならない。

「精神保健福祉論」問題32 (2000年 第3回精神保健福祉士国家試験) C, Dが適切

精神保健福祉士法からの出題で極めて基本的な内容である。第1条や第41条からの出題である。精神保健福祉士の定義については、第5回国家試験でも、精神保健福祉士法第2条から穴埋め問題が、義務については第6回国家試験で、定義・義務が第7回で出題されていた。

精神保健福祉法に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

- 1 精神保健福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。精神保健福祉士でなくなった後においても同様である。
- 2 精神保健福祉士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療従事者との連携を保ち、主治医があるときは、その指示を受けなければならない。
- 3 成年被後見人又は被保佐人は精神保健福祉士になることはできない。
- 4 精神保健福祉士は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進に寄与する。
- 5 精神保健福祉士が、信用失墜行為の禁止条項に違反したときは、厚生労働大臣は、登録を取り消し、又は期間を定めて名称の使用の停止を命ずることができる。

「精神保健福祉論」問題34 (2009年 第11回社会福祉士精神保健福祉士国家試験) 2を選ぶ

全問、1997年に制定された精神保健福祉士法を題材に用いている。2の主治医からの「指示」と「指導」は繰り返し出題されている基本事項である。

精神保健福祉士に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 信用を失墜する行為をしたときには、都道府県知事はその登録の取り消しや精神保健福祉士の名称の使用の停止を命じることができる。
- 2 その業務を行うに当たって、精神障害者に主治医がいる場合にはその指導を受けることになっている。
- 3 精神保健福祉士法は、精神保健の向上と精神障害者の福祉の増進に寄与し、精神障害の発生予防と国民の精神的健康の保持及び増進を図ることを目的に定められた。
- 4 精神保健福祉士として必要な知識と技術について問われる精神保健福祉士試験に合格した時に、初めて精神保健福祉士の資格を取得したことになる。
- 5 正当な理由なく業務の上で知り得た人の秘密を漏らしてはならないが、精神保健福祉士でなくなった場合にはこの義務は免除される。

「精神保健福祉論」問題36 (2010年 第12回社会福祉士精神保健福祉士国家試験) 2を選ぶ

この問題も前問同様、精神保健福祉士法からの出題である。

2. 精神保健福祉士・社会福祉士国家試験共通科目問題

精神保健福祉士国家試験は、1999年から土曜日の午後、精神保健福祉に関する専門科目「精神医学」、「精神保健学」、「精神科リハビリテーション学」、「精神保健福祉論」、「精神保健福祉援助技術」（140分80問）と日曜日の午前中に社会福祉士との共通科目（125分、70問、2010年から科目が変更された）で行われてきた。

この精神保健福祉士を目指す者にとっては、2日目の社会福祉士との共通科目にも専門職としての職業倫理に関する問題が出題される。「社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士国家試験出題基準・合格基準」をみると以下のようである。

「社会福祉原論」（2009年まで）

大項目	中項目	小項目
4. 社会福祉援助活動における専門性と倫理	5) 社会福祉援助活動と倫理	①倫理綱領

「現代社会と福祉」（2010年から）

大項目	中項目	小項目（例示）
2. 福祉の原理をめぐる哲学と倫理	2) 福祉の原理をめぐる哲学と倫理	

「相談援助の基盤と専門職」（2010年から）

大項目	中項目	小項目（例示）
2. 精神保健福祉士の役割と意義	1) 精神保健福祉士法	・定義・義務 ・その他
	2) 精神保健福祉士の専門性	
7. 専門職倫理と倫理的ジレンマ	1) 専門職倫理の概念	
	2) 倫理綱領	・社団法人日本社会福祉士会倫理綱領、その他の職能団体の倫理綱領、国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）倫理綱領 ・その他
	3) 倫理的ジレンマ	

具体的な問題をみていこう。

次の文章の空欄A, B, Cに該当する語の組み合わせとして、正しいものを一つ選びなさい。

「倫理綱領は、倫理的なソーシャルワーク実践への指針、現実の実践に関する倫理を評価していくための基準、またソーシャルワーク倫理の適応と非倫理的行為に対するに関する苦情を裁定するための基準として役立つ。ソーシャルワーカーの **A** は、**B** と社会における専門職の地位、協会メンバーの専門職としての行為における支柱としての綱領のもつ重要性を認めて、メンバーに対して指針と鼓舞を与えるために倫理綱領を作成し、促進する。メンバーの側での逸脱は、専門職を全体として傷つけることになる。ソーシャルワーク協会はまた、メンバーの行動と活動が **C** やその他の者に及ぼす影響、また、専門職としてのソーシャルワークが永続して信用され、そしてそのサービスと実践に効果をもたらすことに及ぼす影響について関心を払っている。」(C.S.レヴィ著『ソーシャルワーク倫理の指針』小松源助訳)

- | | A | B | C |
|---|-------|----------|----------|
| 1 | 労働組合 | — コミュニティ | — 市民 |
| 2 | 専門職協会 | — 政府 | — クライアント |
| 3 | 専門職協会 | — 政府 | — 市民 |
| 4 | 専門職協会 | — コミュニティ | — クライアント |
| 5 | 労働組合 | — 政府 | — 市民 |

「社会福祉原論」問題4 (1999年 第1回精神保健福祉士国家試験) 4を選ぶ

第1回目の精神保健福祉士国家試験に出題されたソーシャルワーク倫理は、第11回社会福祉士国家試験と共通の科目の「社会福祉原論」にみられ、翻訳書からの出題であった。回答も、専門職協会、という職能団体、社会的存在としてのコミュニティ、それにソーシャルワーカーが対応する相手のクライアントを選ばせる容易なものであった。精神保健福祉領域の専門科目には、援助技術における精神保健福祉士の役割を問う問題は頻出しているが、明確にその倫理的基盤を問うものはみられなかった。

社会福祉の倫理に関する次の記述のうち、適切なものに○、適切でないものに×をつけた場合、その組み合わせとして正しいものを一つ選びなさい。

- A 日本ソーシャルワーカー協会の倫理綱領は、ソーシャルワーカーが従うことが望ましい価値・行動規範・義務を詳細に表したものであり、個々の具体的な場面でのワーカーの行為を示唆するガイドラインとなっている。
- B とかく専門職は、高度な知識や技術のゆえに自分たちの立場と地位を守ろうとする。こういった独善的専門職集団にならないために、各職能団体には成員に厳しい自己規制を課す倫理綱領が必要視されてきた。
- C 人間の尊重、人間の社会性、人間の変化の可能性といった三つの価値前提は、きわめて抽象度の高い価値に関することである。これらの価値は、宗教家や道徳哲学者の教説や経験的な事実から生まれたものでもあるが、今やソーシャルワークにとっても必要かつ不可欠な価値ととらえられている。

- D 自己決定を尊重する思想に基盤を置いた「対象者観」の変化は、ノーマライゼーション等の理念にみられるように、社会環境を変革することの必要性を認識させた。

「社会福祉原論」問題7（2000年 第2回精神保健福祉士国家試験）B, C, Dが適切

第2回目の精神保健福祉士国家試験においても専門職倫理に関する出題も社会福祉士国家試験との共通科目「社会福祉原論」に出題がみられる。これは、1986年に採択された「日本ソーシャルワーカー協会」の倫理綱領を素材としてもので、受験者は当然、目を通しておくべき資料であり、問題自体の難度は低いと捉えられる。

ソーシャルワーカーの倫理に関する次の記述のうち、適切なものに○、適切でないものに×をつけた場合、その組み合わせとして正しいものを一つ選びなさい。

- A 日本医療社会事業協会の「医療ソーシャルワーカー倫理綱領」は、「個人の幸福増進と社会福祉の向上とを目的として活動する」ことを明言している。
- B 日本ソーシャルワーカー協会の「倫理綱領」前文には、社会福祉専門職のあり方が、「社会の進歩発展による社会変動が、ともすれば人間の疎外（反福祉）をもたらす」という現状認識とのかかわりで触れられている。
- C 全米ソーシャルワーカー協会の「倫理綱領」は、抽象度が高く、普遍性もあるため、その内容変更が加えられないまま今日に至っている。
- D 日本精神保健福祉士協会の「倫理綱領」には、精神医学ソーシャルワーカーが「個人の尊厳を尊び、基本的人権を擁護し、社会福祉学を基礎とする専門職」であることが述べられている。

「社会福祉原論」問題5（2002年 第4回精神保健福祉士国家試験）A, B, Dが適切

第4回精神保健福祉士国家試験は、精神保健福祉領域ばかりでなく、共通問題にも倫理に関する問題が出題された。4つの団体の倫理綱領が問題にされ、アメリカソーシャルワーカー協会の綱領も出題されている。

日本ソーシャルワーカー協会の「倫理綱領」のうち、次の文章の空欄A, B, Cに該当する語の組み合わせとして正しいものを一つ選びなさい。

ソーシャルワーカーは、個人・家族・集団・地域・社会の文化的差異や を尊重するとともに、これらが差異あるクライアントに対しても、 熱意を持ってサービスや援助を提供しなければならない。ソーシャルワーカーは、クライアントもあるがままに受容し、たとえクライアントが他者の を侵害したり、危害を加える恐れがある場合であっても、未然に事故を防止し、決してクライアントを拒否するようなことがあってはならない。

	A	B	C
1	個別性	— 同等の	— 生活
2	多様性	— 同等の	— 利益
3	個別性	— その差異に応じた	— 生活
4	同質性	— 同等の	— 生活
5	多様性	— その差異に応じた	— 利益

「社会福祉原論」問題4 (2001年 第3回精神保健福祉士国家試験) 2を選ぶ

精神保健福祉士国家試験では、第1回から第3回まで連続して、社会福祉士との共通科目「社会福祉原論」に職業倫理に関する出題がなされている。これは、1986年の協会の倫理綱領の穴埋め問題である。極めて常識的で、福祉の問題というよりも「国語」の問題のようにも感じられる。

日本社会福祉士協会の倫理綱領(2005年)に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

- 1 社会福祉士は、利用者に必要な情報を適切な方法・わかりやすい表現を用いて提供し、利用者の意思を確認する。
- 2 社会福祉士は、相互の専門性を尊重し、他の専門職等と連携・協働する。
- 3 社会福祉士は、自分が属するサービス提供組織の経営方針について、倫理上のジレンマが生じるような場合、当該組織の管理者のスーパービジョンを積極的に活用し、倫理上のジレンマを解決しなければならない。
- 4 社会福祉士は、人々をあらゆる差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などから守り、包含的な社会を目指すように努める。
- 5 社会福祉士は、すべての調査・研究過程で利用者の人権を尊重し、倫理性を確保する。

「社会福祉原論」問題4 (2006年 第8回社会福祉士精神保健福祉士国家試験) 3を選ぶ

日本社会福祉士協会の倫理綱領からの出題で、いわば類出問題といえるものであり、専門職を目指す者としては基本でもある。3の文において倫理上のジレンマの原因が管理者の方針に求められる場合も考えられる。

日本社会福祉士会の「社会福祉士の行動規範」に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

- 1 過去または現在の利用者に対して利益の相反する関係になることが避けられないと知った場合には、利用者との専門的援助関係を即座に中断しなければならない。
- 2 利用者の自己決定が重大な危険を伴う場合、あらかじめその行動を制限することがあることを伝え、そのような制限をした場合には、その理由を説明しなければならない。
- 3 利用者が記録の閲覧を希望した場合、特別な理由なくそれを拒んではならない。

- 4 他の社会福祉士が非倫理的な行動をとった場合、必要に応じて関係機関や日本社会福祉士会に対し適切な行動をとるよう働きかけなければならない。
- 5 事例研究にケースを提供する場合、人物を特定できないように配慮し、その関係者に対し事前に承諾をえなければならない。

「社会福祉原論」問題6（2009年 第11回社会福祉士精神保健福祉士国家試験）1を選ぶ

日本社会福祉士会の「社会福祉士の行動規範」からの出題で、行動規範は職業倫理の具現化の一つと捉えられる。

国際ソーシャルワーカー連盟の「ソーシャルワークの倫理－原則と基準」（1994年）に掲げる原則に関する次の記述のうち、適切なものに○、適切でないものに×をつけた場合、その組み合わせとして正しいものを一つ選びなさい。

- A 各個人は、他人の同じ権利を侵害しない程度まで自己実現の権利を有し、社会の安寧に貢献する義務を負う。
- B ソーシャルワーカーは、発達や個人対社会の葛藤の解決及びその帰結において個人、集団、地域社会、社会一般を援助する客観的かつ専門的知識と技能に献身する義務を負う。
- C ソーシャルワーカーは、クライアントと完全に共働し、クライアントの最善の利益のために働くが、関係者の利益に対しても配慮することが期待される。
- D ソーシャルワーカーは、一般にクライアントの生活に影響を及ぼす一連の行動を決めるため、クライアントと共働するにはソーシャルワーカーが責任を取ることが期待される。

「社会福祉原論」問題5（2003年 第5回精神保健福祉士国家試験）A、B、Cが適切

第5回精神保健福祉士国家試験では、社会福祉士との共通問題で国際ソーシャルワーカー連盟の「原則」が主題的に出題された。国際ソーシャルワーカー連盟が1994年7月に採択した「ソーシャルワーカーの倫理－原則と基準」からのものであった。国際的な動向も是非理解しておくべき事項であり、望ましい出題と考えられる。

職業威信に関する次の記述のうち、最も適切なものを選びなさい。

- 1 職業に対する社会的評価のことで、職業の格付けの根拠となる。
- 2 親の職業が子どもに与える社会的信用の度合いを示す。
- 3 職業上の地位に伴う命令権限のことである。
- 4 資産や収入の量に比例して高くなる職業の経済的指標である。
- 5 専門職などの養成に必要な学歴を示す指標である。

「社会学」問題54（2003年 第5回精神保健福祉士国家試験）1を選ぶ

また、第5回国家試験では、ソーシャルワーク倫理に関して職業威信についての出題がみられた。出題の色彩は、社会学における社会階層を検討する際の記述であり、内容的には興味深

いが、解答自体は「国語」の問題でもある。2は常識的に違和感があるだろうし、3、4、5も解答とするには無理であろう。

社会調査の倫理に関する次の記述のうち、適切なものに○、適切でないものに×をつけた場合、その組み合わせとして正しいものを一つ選びなさい。

- A 調査活動は、常に「調査される側」よりも専門的な「調査する側」の立場から行わなければならない。
- B 調査者は、調査対象者の求めに応じて、調査データの提供先と使用目的を知らせなければならない。
- C テープレコーダーなどの記録機材を使用した記録は、内容の一貫性を保持する必要から、調査対象者の要請があっても破棄・削除してはならない。
- D 調査者は、調査対象者を、性別・年齢・出自・人種・エスニシティ・障害の有無などによって差別してはならない。

「社会学」問題59 (2008 第10回精神保健福祉士国家試験) B, Dが適切

調査研究上の倫理についても出題がみられた。今日的な傾向で好ましいものである。

ま と め

1980年代後半から、福祉の領域でも福祉サービスのシステムに対する法的整備や専門職としての福祉人材養成の枠組みが明確にされる状況に呼応して、社会福祉系の雑誌では福祉専門職とその職業倫理に関する特集が組まれるようになった。その意図はたとえば次のように記されている。

「今月号は、福祉専門職の倫理と責務を特集した。社会福祉の制度の変革が進み、福祉サービスの供給体系についても、現在、多方面から検討が行われている。福祉サービス供給主体の多元化が進行するなか、サービス提供を担う事業主体や福祉専門職においては、今後ますます、その倫理性と責務の自覚が問われてくることになる」^[2]。

「専門職は社会に求められる役割を果たすためにそれぞれの倫理が必要とされる。多くの専門職が倫理綱領をもつ所以だ。相談援助職はどこを向いて仕事をするのか。相談援助という行為の核であり、日々の業務と、そこで生じる迷いの道しるべとなる職業倫理について、あらためてマジメに考える」^[4]。

しかし、こうした言説は読み手が必ずしも同様なイメージを持つとは限らない。そもそも「倫理」をどのように捉えるか、については一つの合意を目指すよりも相違を互いに認め合う方が実情にかなう場合が少なくない。とはいえ、一定の客観的な質的水準が必要であることも確かであろう。その一つとして、ここでは国家試験で要求される知識水準があると考え。筆者は、社会福祉士国家試験問題におけるターミナルケアを中心とした生命倫理に関する問題を分析して検討した^[6]ところ、社会福祉士はもとより現職看護師や医療社会学の研究者からも強い興味

をもって頂けた。その経験から、国家試験問題の水準を分析の一つの指標と考えるのである。

本稿は、こうした背景から精神保健福祉士国家試験における職業倫理に関する出題を抜粋し検討したものである。精神保健福祉士は、他の関連福祉専門職である社会福祉士や介護福祉士と比べて基本的に「精神障害者」が対象と限定されていること、や精神疾患・障害という医療と福祉の双方の支援を検討する必要があること、などから倫理性も高く求められると思われるからである。

本稿で検討した国家試験の出題を整理し、出題された回に丸印を付けるとすると次の表のようである。

科目名/回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
(専門科目) 精神保健福祉論		○	○					○	○		○	○	
精神保健福祉援助技術				○						○	○		○
(共通科目) 社会福祉原論	○	○	○	○	○		○	○					
社会学					○					○			

このように「精神保健福祉論」や2009年までの「社会福祉原論」では、出題基準⁽⁵⁾の通りほぼ毎年職業倫理に関する出題がみられることがわかる。問題も奇を衒うものではなく、日本精神保健福祉士協会倫理綱領、日本ソーシャルワーカー協会のソーシャルワーカーの倫理綱領の「前文」や「原則」からそのままその語句や内容を問われるものが多い。丁寧に読めば解答は容易である。利用者のニーズに合った良好なサービスの提供のためにも、専門職の連携によるチームケアを円滑に実施するためにも、職業倫理の精神と内容の理解や自覚が強く望まれる。

専門職倫理綱領は、工学、医学系の一部の分野では20世紀前半から作成されている。現在、これらと福祉系職業倫理との比較を進めているところである。

本研究の一部は、日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究（C）課題番号：22614009）の助成を受けた。

文献

- (1) 特集 ソーシャルワークの実践と倫理, ソーシャルワーク研究, 第14巻2号, 1988年
- (2) 特集 福祉専門職の倫理と責務, 月刊福祉, 2003年9月号, 2003年
- (3) 特集 ソーシャルワーカーとしてのモラルから行動基準へ, ソーシャルワーク研究, 第33巻1号, 2007年
- (4) 特集 相談援助と職業倫理, ケアマネージャー, 第13巻6号, 2011年10月4日
- (5) 財団法人社会福祉振興・試験センター, 『社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士国家試験出題基準・合格基準』, 財団法人社会福祉振興・試験センター, 2006年
- (6) 溝口 元, 社会福祉士国家試験に出題された「生命倫理」関連問題, 立正社会福祉研究, 第8巻2号, 33-42頁, 2007年